

お客様各位

平成 19 年 1 月

ご不用品の廃棄について

株式会社トミー精工
東京都練馬区田柄 3-14-17

平素は、弊社及び弊社製品に格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。
下記のように、ご不要製品の廃棄についてお知らせいたします。

記

- 廃棄物は、ご使用になったお客様が自らの責任において適正に処理することが、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第十一条、第十四条等で定められております。
製品を廃棄するときは、産業廃棄物処理の許可を持った「廃棄物処理業者」に廃棄処理を依頼してください。
- お客様のご不要製品を引き取り、運送・廃棄する行為は、上記法律により許可を持った「廃棄物処理業者」のみが行えるものとなっております。
したがいまして弊社は、お客様の廃棄物を運送・廃棄することはできかねますのでご了承ください。
- 廃棄でお困りの場合や処理業者をお探しになる場合は、次のホームページ「都道府県・及び政令指定都市 担当部署」をご参照の上、お問い合わせください。

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター

<https://www.jwnet.or.jp/>

同ホームページ内リンク 都道府県及び政令指定都市 担当部署

<https://www.jwnet.or.jp/link/government/index.html>

以上